

秋田市農業振興関係補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、農業および水産業（以下「農業等」という。）の発展に資するため、農業等の振興に必要な事業で、市長が適当と認めるものについて補助金の交付に必要な事項を定めることを目的とする。

(事業および補助率)

第2条 農業振興関係補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象とする事業（以下「補助事業」という。）、補助事業者および補助金の率又は額は、別表1に定めるとおりとする。

(補助金の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、市長が定める日までに補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、事業実施要領を別に定める場合は、この限りでない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) 補助事業施行に関し、他の承認を必要とする場合にあっては、その承認を得たことを証する書類

(4) その他、市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の補助金の交付申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象となる経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。）に相当する額を補助対象となる経費から減額して交付申請しなければならない。

3 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する申請者については、適用しない。

- (1) 消費税の確定申告をしていない申請者
- (2) 簡易課税方式により確定申告をしている申請者
- (3) 申請時において、消費税等仕入控除税額が明らかでない申請者
(事前着手)

第3条の2 補助事業の着手時期は、原則として交付決定のあった日以降でなければならない。ただし、やむを得ない事由により、補助金の交付決定前に事業を実施しようとする場合において、着手前に補助金交付決定前着手届（様式第10号）を提出したときは、この限りではない。

（補助金の交付決定および通知）

第4条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査および必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。この場合において、補助金の適正な交付を行う必要があると認めるときは、申請に係る事項について当該補助事業の遂行を不当に困難とさせない範囲の修正を加えて決定することがある。

2 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容およびこれに条件を付したときはその条件を、補助事業者に通知するものとする。

（補助金交付の条件）

第5条 補助金の交付を決定する場合は、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金を目的以外に使用しないこと。
- (2) 次に掲げる場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - ア 補助事業に要する経費の配分を変更するとき。
 - イ 補助事業の内容を変更するとき。
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止するとき。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 法令その他の関係規程を遵守するとともに、市長の指令および命令事項を確実に履行すること。

2 前項（2号）の規定による市長への承認の申請、又は市長の指示を受けようとするときは、次によるものとする。

(1) 補助事業変更承認申請書（様式第4号）

(2) 補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）

（事業の着手および完了届）

第6条 補助事業者は、補助事業に着手したときおよび完了したときは、遅滞なく着手（完了）報告書（様式第6号）を市長に届出なければならない。ただし、市長が認めた場合は、これを省略できるものとする。

（実績報告）

第7条 補助事業者は、事業が完了した日から起算して60日を経過した日又は事業が完了した日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、事業実施要領を別に定める場合は、この限りでない。

(1) 事業実績書（様式第2号）

(2) 収支精算書（様式第3号）

(3) その他、市長が必要と認める書類

2 補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を補助対象となる経費から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、消費税および地方消費税の申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合において、その額に変更が生じるときは、補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書（様式第13号）を速やかに市長に提出しなければならない。

4 前2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する補助事業者については、適用しない。

(1) 消費税の確定申告をしていない補助事業者

(2) 簡易課税方式により確定申告をしている補助事業者

（補助金の交付）

第8条 補助金は、補助事業完了確認後交付する。ただし、補助事業完了

前であっても市長が必要と認める場合は、補助金の概算払、前金払又は分割払をすることができる。

- 2 補助金を請求しようとするときは、所定の請求書による。ただし、市長が指示した場合は、出来高報告書（様式第8号）を添付するものとする。
- 3 補助金の概算払、前金払又は分割払を受けようとするときは、概算払（前金払・分割払）申請書（様式第9号）に所定の請求書を添付し提出するものとする。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第9条 補助事業者は、第7条第3項の補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書を提出した場合において、既に交付した補助金に変更後の補助対象となる経費に基づいて算出した補助金の額を上回るときは、市長の指示に従い、当該上回る額を返還しなければならない。

（報告および検査）

第10条 市長は、必要と認めるときは補助事業の報告を求め、又は職員をして備え付け書類および補助事業の検査を行わせることができる。

- 2 前項の報告又は検査の結果必要があると認めるときは、補助事業執行について変更を命じ、又は指示することができる。

（備え付け書類等）

第11条 補助事業者は、次に掲げる書類および帳簿を備えておかなければならない。

- (1) 関係法令による許可書等
- (2) 金銭出納簿
- (3) 支払いおよび契約等各種証拠書類
- (4) その他、市長が必要と認め指示した書類、又は帳簿

- 2 補助事業者は、前項の書類および帳簿を補助事業等の完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

（補助金の取消しおよび返還）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号の一に該当する場合は、補助金の交付の決定又は一部を取消し、その取消しに係る部分に関して既に補助

金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金を他の目的に使用したとき。
- (2) 提出書類の記載事項に虚偽があるとき。
- (3) 補助事業の施行方法が不適正であるとき。
- (4) この要綱に基づく命令、指示又は交付条件等に違反し、その他不正の行為があったと認められるとき。

(財産処分の制限)

第13条 補助事業者は、補助事業等により取得した財産又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けないで補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間が経過したときは、この限りでない。

- (1) 当該財産に係る補助金の全部又は一部が国が実施する事業によるものである場合 当該事業により定められている財産の処分の制限の期間
- (2) 当該財産に係る補助金の全部又は一部が県が実施する事業によるものである場合 当該事業により定められている財産の処分の制限の期間
- (3) 前各号に掲げる場合以外の場合 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間

附 則

- 1 この要綱は、昭和53年4月1日から適用する。
- 2 秋田市農畜水産奨励補助金交付要綱（昭和33年11月11日）は、廃止する。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年9月25日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年11月15日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年1月11日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年7月25日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年3月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年11月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年9月29日から施行する。ただし、別表1の7畜産

物生産振興流通対策事業(7)飼料用稲わら生産緊急支援事業費補助金の規定は、平成23年10月4日からとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年3月7日から施行する。

(放射線量検査に係る残留農薬等検査費補助金の特例)

2 この要綱の施行日前に実施した東日本大震災の原発事故に伴う放射線量検査に係る残留農薬等検査費補助金の交付の申請があった場合においては、当該申請について改正後の規定を適用することができる。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表1の3土地利用型農業生産振興事業(2)稲作経営・物流構造改善事業費補助金の規定は、平成24年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月24日から施行し、改正後の別表1の規定は、同月4日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年5月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月15日から施行し、改正後の別表1の規定は、同月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月16日から施行し、改正後の別表1の規定は、同月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年9月3日から施行する。ただし、別表1の6畜産物生産振興流通対策事業(4)畜産特別資金利子補給費補助金の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年12月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月11日から施行する。

附 則

この要綱による補助金について、国が定める地方創生加速化交付金制度要綱（平成28年1月21日府地創第37号）に基づく地方創生加速化交付金を活用して交付する場合は、秋田市地方創生加速化交付金に係る間接交付金の交付に関する要綱（平成28年3月31日市長決裁。以下「間接交付要綱」という。）第24条第2項の規定に従い、この要綱又は間接交付要綱の規定を適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年9月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月21日から施行する。ただし、別表1の6畜産物生産振興流通対策事業(5)肉用牛生産拡大支援事業費補助金の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。